點印論

點印論序

夫俳諧の匂ひ点印を用ふる事ハ貞徳居士のむの下を受継ぎて貞室宗因ふけまりて正風の祖とあふくところの芭蕉翁も点印を用ひ及其角嵐雪の高弟子も專ら點印用ふる事を業とせ〻れなれハかつていやたゝ遠さゝへき事ふハあらさるへ〻されと近き俳諧ふ遊ふともう〻一度一興のはいゝいをもて判者ふ

叢英文庫

点印を用ひるを句毎の点高をもて雪
甲乙を競ひ勝負を爭ふ事を始め
りて其業いやましきまさりて
ることゝ中比半時盛衰よりこのかた
点数何百何千あと信して句の高判をば
ゆを面目とし作者の輩附ところ連弾
を論ぜん句の判を得ることゝ決して屈
曲奇怪の句を工み俚語放言を用ひ或
は孕句をもて席を隔みあるハ他の句

を盗みとして比ぶるに勝ん句を歌
ゆ俗風雅を捨て実ハ
ゆ戯ハ如事拙ることろ
俳諧の風俗都合いつを暴ることを
市を用ひるものゝ昔の如く一点二点
信して十印廿印を限ることを當流
畧とし業古今許ることを拙判し
一巻の佳批を定ることも附句ハ当一巻の
趣旨を考へ二句の附肌三句の移ることを

解釈面白き箇の時は賞して点
を加へ又劣る点を用ゐ
ず一句の品を定め或は番（つがひ）の人たち
の勝劣を分つのみならず和歌者流の名
あるを比して点判を異し点の
甲乙を志しむる所以なり席上の
応機判詩論あるとは寂蓮俊頼の指南
首あるは國基良暹のまうけの難陳なる
ものの例もあれど尊卑老少をも

互に問答して作を勝むる為なり商流
附合の俳諧を点を詩作を
作者も利者もあるべきなり
扨て其のものいひの品集まる
連歌の巧拙をも点を加へるも
甚巻中の作は應ものあれども向
高判を作りて作者のなこる所
あれあれ又作もまさり高判を
加へるを以て作者の慢怠も

拙者より作者の巧拙判者の
識不識を一座一卷の上の甲乙
と知る所なくして著したるものを
芭蕉其角嵐雪等先達堪能の人々
の門墨守の論解くこれを以て
俳諧に習ふを用ふる事無き者

天明丙午秋

東洋亭九董述

應變論

墨引長句の句は中古洛の貞室子し
はじめ其初を用ゐるものあり
秘して其伝ふる者多し
うしろもて初住庵の蕉翁に正秀
尚自負ゐるものあり應しおく連句
の門墨守に俳諧十五字の高下
を分ち蕉翁は拙者わかるべきもの
なりとおもふ

一点

初心の俳子五字七字のもの多く
座の句題をこのみて時の此事
を用ひ少し志厚くふかく情を
珍重すべし

二点

二点は面白く詠ず珍重あるべき三点
なり句意志のこと全篇の楚なる
なるべし

○啼鵠

二字印は都合句意の楚の引墨と年へ
たる吐色新しきものの用とよろず附合甚人
其場の中の句なるを出だすべし用もれく能
を能とあらひべし丙己欲

○岳楚月

三字印は六印の為し時分時節なるく
いひのべて稱美のなる用ひたる仕
観相の両用なり押もまた用ひ

○芙蓉樓雪

四字ハ八印也天相就れ仏名の子柄を楚足
の秀逸とも見定めつゝを甚時ハ本々、

○長安夕鐘華

五字印ゟ全篇玉の玉ゝる句を拳るゟ
盡す

○舟登成帆士成風能芭蕉哉

芭蕉の舟ハ貞享のむかし東武の深川ゝ
ゝゝ予ゟ庵室つ号と世ゝ峰を今ゟ
廢ゝゝゝ十五印の摸様ゝなるゟ
都ゟハ三点も楚ゝゟ見分る句ゝ
判者作異ゝゝゝ柄ゟ原ゟ発句
附合ゝ既ゟの多ゟ多ゟハ人の臣
立ゝゝの多ゟ移ゟゝゝ心得原ゝ

北青

附言

古の應變論とい[illegible]ものを畧せる
仮字しゝ人のものゝ[illegible]ものゝ既に
往年賀の見風のかゝみのごとい[illegible]
集中にもこれ模字に著
ゆれた蕉翁傳来のものとひとし
きふかゝるゝ人も多のる俗
発とも甚文法全篇ゆゝくゝ
門人の附會せるものなんもたのり

うるゝ是に作るゝ蕉翁を傳と
いひたるゝ書籍ゝ[illegible]
とゝひまゝ甚去偽を分ゝ
その多し翁を敬ゝ大切ゝ
おもゝ無忽に誤を傳ゝ
後年蕉翁の古主伊賀の西[illegible]
藤堂探丸子の家ゝ芭蕉翁の
引墓を加ゝ俳諧の一奏を
これとまゝ翁の奥に[illegible]正

さるの也ものるに甚おもむき右の
應変論と語へるところもあれも
かの真法を会するものゝ法〳〵とゝ後
ゝ著し給る所両用おのゝ〳〵指掌の
ごとく所〻任意也

芭蕉翁引墨奥印之寫

朱

二十冊

内 長七
〇 ㌢

色定書籍之

歌仙の解辨

花影上補千　新月色　廻雪

曰く馬判を加へる巻とした五句の付向上の句と云字を奇ニて擬ニ二字を接続の句と云ふ法ハ今千家の門人ハ一節千ニ平ニ方寸を察ハ後ニ徒ニ流れて厂字ニ元の姿をこんせて一ふ句ハをせん

もとめ求ひとてひつ通も〳〵面白く
ものておくもなりけりをその地
つくるる句ふ見安を定の作者の
勵とあるもんて巻ニて就をて待迄
句ハ張良ニ胸中の兵乃ち日夜みわ出る
その意をつ句の秋古ハ又人を思ひ
ゆるをて作ニあひ論迄ものあるもの
其つ句乃死語を去ニ今てこんおるを
ひ形式ものも用捨の字を引う

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

戲賦一絶呈几右

愛君滑稽一時豪雁字帶霞入

彩毫想見梅花門裏月不知誰與定推敲

心水道人稿

應和白

[illegible]

[illegible]

其角

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

夜中新月色一字も眉をよするを推
乃ことくにひろまり海内にもてはやされ
満ハ七言四句絶句にして廿八字
こと也一ツを撰出して義を考へ得
四点八点と云ハその判者の用にある
と申すなはち八圏一ツの文字にて
詩乃章面白く如此批点を添し
批の章なり其の短を倍階してその
つゝ満りと褒美しけるの詩の八点

こなたの心を以てそのまゝかれこれによ
ことに四点八点をさだめ見ることも此ゆゑ
楚千長老に取りて郷にて信点を
周元年をはしめ傳ることなりて
家々の点形物語に於て流
遠つきれこゝより花影上欄干
の字新月色の字同雪の二字も段々
付ても此は雪月花の三を出すゆへ
やうにみさまれたる丁字八点まで

翔鳳の作り應ずるものの
地字の色を色々に解を
形字の勢の高下に於て二者
已上の評義これを摘句を論を
ふるの旨と

音子

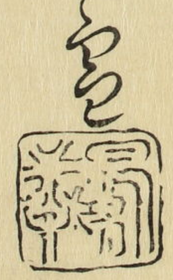

加朱

朱九

印式

百花嬌語　翠蓋
墜玉簪　探荷
弄晩凉　探菖

取句法

一 其角之豪壯。嵐雪之高華。去来之真卒（イカツアル句／ワビヒナキ句）素堂之洒落各可法。麥林支考雖句格（シヤレタル句）

一 包括諸家者蕉翁也。而其角嵐雪伯仲（ワミカネム／ヨノニタル）

一 世有稱蕉門者特不知蕉翁之風韻其所吐句倘所論不脫支麥之俗習稱之（モシハ／スルハ／スルヲ）伊勢流或美濃流可也。豈得曰蕉門乎。

人號曰田舍蕉門知言哉

一 意匠体也。而於則用也。雖而於則調色（コヽロニフクル／テニヲハ／モテニヲハ／ハ／スト）意匠甲特花戟人見則曰盛哉而敵兵恐尺（イヤシクノ／ナル／ナルカナ／テ／タヽカク）白刃臨頭居然俟死者徒是塡溝之臭（ヤイハ／ヤイカラニ／タヽニ／トシテ／ホリノウメノサ）耳。然則意匠善而於則不調可乎。而於則不調則理不通。還是喻有唖人懷胸（サキハ／チ／ナラキ／ハ／ヒ／ニヲイヒコロ／イタキ）天地經緯之才欲說秦楚圖縱横而不能說撫心指口吶々然止者亦無所用（ヲ／ヲ／ニ／ヲ／ヲ／ヲ／トウ〳〵／センヒノ／モノヲイハス／ムル／ヒ／ユル）

一 知俳諧之大道無他嘯月賞花使遊心
於塵寰外常友蕉翁其嵐之流亜專以
脫俗氣爲最

一 選句之法席上各曰其志專討論不可
憚他門或面謾或屏息而退誹他者不
容再出席

右ハ古教半ノ會席乃至書ナルヲ
今爰ニ附録ス〻跋ス

京極第五橋頭
汲古堂梓行